

平成 29 年 7 月 7 日

衆	議	院	議	長	}	様
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総		務	大	臣		
財		務	大	臣		
農	林	水	産	大		
経	済	産	業	大		
国	土	交	通	大		
内	閣	官	房	長	官	

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 田村 誠

免税軽油制度の継続を求める意見書

免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

理由

軽油引取税の課税免除措置（以下「免税軽油制度」という。）は、これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきたが、平成30年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械の動力源として使用する軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業、林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたものである。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、平成30年4月以降も免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。